

浄土谷自治会に対する遠距離通学費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、遠距離地域から通学している児童生徒の通学に係る負担の軽減を図るため、長岡京市立長岡第五小学校又は長岡京市立長岡第四中学校へ通学する児童生徒（以下「児童生徒」という。）を擁する浄土谷自治会に対し、遠距離通学費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象となるものは、浄土谷自治会とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、浄土谷自治会内の児童生徒の住居から学校所在地までの通学に要する自家用車の経費とする。

(補助金の額)

第4条 前条の経費に対する補助金の額は、浄土谷自治会内の児童生徒の住居から学校所在地までの一般に利用し得る最短の経路の片道距離（以下「通学距離」という。）に対して別表に定める額を年額とし、予算の範囲内において交付するものとする。

2 前項の補助金の額は、1世帯に児童生徒が複数いる場合は、1人分を限度とする。この場合において、児童生徒で通学距離が異なる場合は、長い通学距離の額とする。

(交付の申請)

第5条 浄土谷自治会は、補助金の交付を受けようとするときは、遠距離通学費補助金交付申請書（様式第1号）に児童生徒名簿（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の交付の申請は、毎年度1回行うものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請書を審査のうえ遠距離通学費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、浄土谷自治会に通知するものとする。

2 前項の交付決定通知をもって、規則第9条の確定通知とみなす。

(請求及び交付)

第7条 市長は、交付決定通知を行ったのち、補助金を浄土谷自治会に交付する。この場合において、補助金の交付請求書は長岡京市会計規則（平成17年長岡京市規則第26号）第36条第2項の規定により省略するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、浄土谷自治会が補助の趣旨に反して第5条の申請を行って補助金の交付を受けたと認めたときは、補助金の交付を取り消し、期限を定めて返還をさせることができる。

(書類の整備及び保存)

第9条 浄土谷自治会は、補助金の交付に係る関係書類を整備し、常にその状態を把握しておかなければならない。

2 浄土谷自治会は、毎年度末から起算して5年を経過する日まで関係書類を保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

通学距離	補助金の額 (年額)
2 km以上 3 km未満	8,000 円
3 km以上 5 km未満	13,000 円
5 km以上	18,000 円

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

浄土谷自治会

会 長

印

年度遠距離通学費補助金交付申請書

年度遠距離通学費補助金を下記のとおり交付されるよう、浄土谷自治会に対する遠距離通学費補助金交付要綱第5条の規定により、児童生徒名簿（様式第2号）を添えて下記の通り申請します。

記

交付申請額 _____ 円

内 訳

通学距離	補助金の額	対象世帯	計
2 km以上 3 km未満	8,000 円	世帯	円
3 km以上 5 km未満	13,000 円	世帯	円
5 km以上	18,000 円	世帯	円
合 計			円

様式第2号（第5条関係）

児童生徒名簿

保護者氏名	
住所	長岡京市

↓児童生徒は、世帯ごとに記入すること。

児童 生徒	学校名	学年	組	フリガナ 児童生徒氏名	通学距離 (住居から学校までの片道距離) (小数点第2位を四捨五入)
	学校				k m
	学校				k m
	学校				k m

【通学経路図】

- ※通学経路は、赤線で示すこと。
 ※児童生徒で通学距離が異なる場合は、長い方の通学経路を記入。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

浄土谷自治会
会 長 様

長岡京市長 印

年度遠距離通学費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度遠距離通学費補助金について、浄土谷自治会に対する遠距離通学費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

交付決定額 _____ 円

内 訳

通学距離	補助金の額	対象世帯	計
2 k m以上 3 k m未満	8,000 円	世帯	円
3 k m以上 5 k m未満	13,000 円	世帯	円
5 k m以上	18,000 円	世帯	円
合 計			円

